

公 示

自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

国家戦略特別区域法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 107 号（以下「特区法」という。））第 16 条の 2 の 2 に定める自家用有償観光旅客等運送における対価について、道路運送法を適用する場合における同法施行規則（以下「施行規則」という。）第 51 条の 15 の規定により、自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、下記のとおり基準を定めたので公示する。

令和元年 5 月 8 日

中部運輸局愛知運輸支局長 平谷 守

記

1. 路線を定めて運送を行う場合に係る対価の基準等について

自家用有償観光旅客等運送のうち路線を定めて輸送を行う場合に係る運送の対価の範囲については、当該自家用有償観光旅客等運送が行われることとなる市町村又は近隣市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安とする。

2. 運送の区域を定めて運送を行う場合に係る対価の基準等について

（1）対価の範囲

運送の区域を定めて輸送を行う場合に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を

付き添わせした場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ. の中から選択するものとする。ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、特区法第7条第1項に規定する国家戦略特別区域会議に意見を聴取することで、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、特区法第16条の2の2第1項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からニ. に掲げる基準を目安とするものとする。なお、下記イ. における「下表の額」については、あくまでも目安であり、運送の対価の上限として定められているものではないことに留意すること。

イ. 各地域における運送の対価は、下表の額を目安として設定すること。

運賃適用地域	距離制運賃		時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
名古屋地区	1.0km 398 円	200m 62 円	5 分 490 円
尾張・三河地区	1.0km 448 円	200m 63 円	5 分 513 円

※上表は、当該地域において同一旅客をタクシーが運送した場合の総原価からタクシー固有の費用及び適正利潤を差し引いた額（タクシー運賃の約8割の額）である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること

ニ. 上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

(注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者においては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。

(注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

ハ. 運送の対価について、(2)①イ. からハ. までのいずれかを選択した上で、需要の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能である。

(4) 必要以上に価格の安いことを煽って旅客の募集を行ってはならないこと。

附 則 (令和元年5月8日 愛運支局公示第2号)

本公示は、令和元年5月8日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則 (令和4年10月7日 愛運支局公示第17号)

本公示は、令和4年10月7日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則 (令和6年2月13日 愛運支局公示第38号)

本公示は、令和6年2月13日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則 (令和6年5月13日 愛運支局公示第5号)

本公示は、令和6年5月13日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。